

那覇市立病院売店運営及び自動販売機設置業務委託

プロポーザル実施要領

令和6年11月29日

地方独立行政法人那覇市立病院

はじめに

地方独立行政法人那覇市立病院（以下「当院」という。）では、病院利用者等の利便性の向上や職員の福利厚生の実現を図るため、売店等を設置する。

売店等については、病院利用者等へのサービス向上と効率的な運営を図るため、民間事業者による運営を行うこととし、運営事業者を公平かつ公正に選定するため、公募型選定プロポーザル方式により選定する。

1. 事業内容

那覇市立病院売店運営及び自動販売機設置業務 最優先出店候補者の選定

2. 病院の概要

- (1) 名 称：地方独立行政法人那覇市立病院
- (2) 所 在 地：沖縄県那覇市古島2丁目31番地1
- (3) 病 床 数：470床
- (4) 患 者 数：(令和5年度実績) 外来 634人/日、入院 371人/日
- (5) 職 員 数：1,291人(令和6年4月1日現在)
- (6) 外 来 診 療 日：土・日曜日、慰霊の日、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く毎日
- (7) 外 来 診 療 時 間：8時45分から17時まで

3. 応募概要

契約予定期間：契約締結日から令和18年9月30日まで

4. 応募資格要件

応募者は、次に掲げるすべての条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1号各号のいずれにも該当しない者であること
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき
手続開始の申し立てがなされていない者。
- (3) この公募の日から次審査の日までの期間において、那覇市暴力団排除条例などの暴力団排除関
連法案に基づく排除措置などを受けていない者。
- (4) 企画提案書及び見積書の提出時において、那覇市より指名停止処分を受けていない者。
- (5) 沖縄県内において、法人・団体にあつては本店、支店または営業所等のサービス拠点を有し、
個人応募者にあつては事業実績を有するか、または事業を営んでいること
- (6) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (7) 類似業務の実績
 - ① 過去3年以内に300床以上の病院で、売店運営事業を行っていること。
 - ② 本院における売店等運営事業を受託するにあたり、十分な体制が整備されていること。

5. 応募手続等

(1) 基本的な考え方

出店候補者の選定にあたっては、企画提案方式により提案の内容および応募者の売店等の設置主体としての実績、経営基盤等を総合的に審査し、最も優れた評価を得た応募者を「最優先出店候補者」として決定する。

なお、「最優先出店候補者」と決定されたことをもって売店等の設置が決定するわけではなく、当院との協議により仕様を確定させたあと、契約を締結する。また、提案内容がすべて仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

(2) スケジュール

内容	日程
①公告、参加申込・質問書受付開始	令和6年11月29日（金）
②質問書受付締切	令和6年12月9日（月）17時
③質問書回答	令和6年12月18日（水）
④参加申込受付締切	令和6年12月9日（金）17時
⑤参加資格審査結果通知・提案書受付開始	令和6年12月19日（木）
⑥提案書受付締切	令和7年1月16日（木）17時
⑦プレゼンテーション審査実施	令和7年1月23日（木）
⑧最優先出店候補者の決定通知	令和7年1月28日（火）
⑨出店に伴う工事等の調整	令和7年1月下旬～令和7年3月下旬
⑩事業契約に向けた協議	令和7年2月
⑪契約締結	令和7年2月
⑫新病院棟仮使用認定申請・検査・認定	令和7年6月
⑬新規売店オープン	令和7年10月1日

(3) 受付期間

本プロポーザルに参加を希望する者は、様式 1-1 及び様式 1-2 を令和6年11月29日（金）から令和6年12月9日（月）17時（必着）までに総務企画情報課へ、持参または郵送（書留または簡易書留）にて提出すること。持参の場合は平日の9時から17時までの受付とし、郵送の場合は当日消印まで有効とする。

※郵送する場合は、提出封筒の表に「那覇市立病院売店運営及び自動販売機設置業務委託プロポーザル参加申込書類在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

沖縄県那覇市古島2丁目31番地1

地方独立行政法人那覇市立病院 総務企画情報課 庶務企画G 佐喜眞 あて

TEL：(098) 884-5111、FAX：(098) 885-9596

(5) 提出書類

【応募に係る書類】

- | | |
|------------------------------|----|
| ①プロポーザル参加申込書（様式 1-1） | 1部 |
| ②暴力団等の関与がない旨の誓約書兼承諾書（様式 1-2） | 1部 |

③企画提案書提出者連絡先（様式 2）	1 部
④商業・法人登記簿謄本 [原本]（法人の場合）※現に効力を有する部分のみ	1 部
⑤納税証明書（国税、県税及び市町村税を滞納していないこと）	1 部
⑥過去3年以内に300床以上の病院で、売店運営事業を行っている実績（様式 4）	1 部
⑦参加辞退届（参加を辞退する場合）（様式 5）	1 部

【質疑に係る書類】

- ①質問書（様式 3）

【企画提案書関係】

下記の①～③を正本 1 部、副本 7 部（バインダー左綴じ・片面カラー印刷・下部にページ番号を付すこと）を提出すること。

①企画提案書

応募者は、仕様書等を参考に本院の要求を十分踏まえた上で企画提案書を作成すること。
 なお、具体的な作成要領は、審査基準に示された評価の視点に従うこと。

＜記載すべき内容＞

- 1) 運営の基本方針・コンセプト
- 2) 店舗イメージ（サイン等も含む）
- 3) 提案内容
 - ・取扱商品の内容、構成、価格
 - ・提供サービスの種類、内容
- 4) 接客サービスの向上のための取組
- 5) 業務の遂行体制（連携体制、人員配置等）
- 6) 安全管理・危機管理体制（災害時等の対応も含む）
- 7) 衛生管理
- 8) 事業収支計画（事業実施期間全期間分（10 年間））
- 9) 売上手数料について
 - ・売上手数料（月額）として、本事業における売上の一定割合を支払うものとし、売り上げに対する割合（売店及び自動販売機の売上実績額に乗じる手数料の率）について企画提案すること。
 - ・売り上げに対する割合はパーセンテージ（%）とし、小数第 1 位まで記入すること。

②会社（企業）の概要書（パンフレット等）

③他施設運営状況表

(6) 応募に関する費用について

本件への応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

6. 運営条件（要求水準）

- (1) 別紙「基本仕様書」を参照

7. 提出書類配布場所

- (1) 提出書類等は、那覇市立病院ホームページ（<https://www.nahacity-hospital.jp/>）からダウンロードできる。

8. 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書（様式3）
- (2) 提出方法 本実施要項に関する質問は、総務企画情報課あてに電子メールにて送付すること。
- (3) 受付期限 令和6年12月9日（月）17時まで
- (4) 回答方法 質問に対する回答書は、令和6年12月18日（水）までに那覇市立病院のホームページで公開する。

9. 書類作成上の注意

- ・ 企画提案書は A3 版または A4 版で作成すること。特に様式・枚数制限は行わない。
- ・ 企画提案書は、わかりやすく簡潔に記載すること。
- ・ 添付書類については、必要最小限のものとする。
- ・ 企画提案書等は、返却しない。
- ・ 企画提案書等の作成、提案にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。

10. プレゼンテーションの実施

- (1) プレゼンテーション実施日

令和7年1月23日（木）

時間と場所については別途応募者に通知する。

- (2) 注意事項

- ① 説明会参加人数は1社4人以内とする。
- ② 新規説明資料等は受理しない。
- ③ 説明時間は20分以内とし、その後10分程度の質疑応答を行うものとする
- ④ 提出された企画提案書の内容に沿った説明を行うこととし、プレゼンテーションに使用するパソコンは応募者が準備し持参すること。会場内にあるモニター（HDMI 接続）を使用することができる。

11. 選定方針等

- (1) 選定方針

選定は、次の2段階で行う。

- ①基礎審査

提出された参加申込書等に基づき、参加資格を満たしているかを審査する。

基礎審査により、参加資格を満たしていない応募者は、次の実質審査の対象としない。

②実質審査

提出された企画提案書に基づき、提案内容の書類評価およびプレゼンテーションを実施し、審査基準に基づき審査を行う。

(2) 評価基準

・ 評価基準については「別表1」のとおりとする。

(3) 選定方法

・ 当院審査委員会の各委員が参加事業者毎に評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。順位を第1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定する。

(4) 選定結果

・ 審査委員会の審査結果は、病院ホームページにて通知する。

12. 契約の締結に関する事項

選定の結果、最優先出店候補者と企画提案書等を基に契約条件を調整し、事業契約書について双方協議の上定めるものとする。

なお、最優先出店候補者との契約交渉の不調又は最優先出店候補者が辞退した場合は、次点者を最優先出店候補者とする。

13. 特記事項

(1) 虚偽の内容が記載されている提出書類は無効であり、審査の対象とはしない。

(2) 必要に応じて提案の詳細に関する追加資料、ヒアリング等求めることがあるので、応募者は真摯に対応すること。

(3) その他、本説明書に定めのない事項は、担当者が別途指示するものとする。

(4) 本公募への応募に際し知り得た当院の情報等は他に漏らさないこと。

(5) 提出書類の作成および提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(6) 提出された企画書等の書類は返却しない。

(7) 事業実施にあたっては、事業契約書および企画提案書等の遵守すること。